

【御意見募集要領】

1. 意見募集対象

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（案）」

2. 募集期間

平成19年3月27日（火）～4月25日（水）

3. 資料の入手方法

環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/info/iken.html>）

郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、120円切手を貼付した返信用封筒（A4版の冊子が折らずに入るもの。郵便番号、住所、氏名、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（案）」に関する意見募集関係資料希望を必ず明記）を同封の上、下記「5.意見提出先」の郵送の場合の宛先まで送付してください。

なお、切手、封筒が同封されていない場合は受付しかねますので、あらかじめ御了承願います。

4. 提出方法

【意見提出用紙】様式により、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

（1）電子メール：下記【意見提出用紙】項目に従い、テキスト形式で送付してください。

（添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮願います。）

（2）郵送：下記【意見提出用紙】の様式に従って提出してください。

（3）ファクシミリ：下記【意見提出用紙】の様式に従って提出してください。

いずれの方法の場合も、件名として必ず「「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（案）」に関する意見」と御記入願います。

電話での御意見はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

御意見は、日本語でご提出下さい。

提出いただいた御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等の個人情報を除き、すべて公開される可能性があります。

御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別されうる記述がある場合、公開にあたって当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

【意見提出用紙】

宛先：環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室

氏名（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）：

職業（企業の場合は業種）：

住所：〒

電話番号：

FAX番号：

意見：＜該当箇所＞

（どの部分についての意見か、該当箇所がわかるように明記してください。）

＜意見内容＞

＜理 由＞

5. 意見提出先

環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室

電子メールの場合

電子メールアドレス：dioxin@env.go.jp

郵送の場合

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2

環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室

ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3501-2717

6. その他

企業・団体から意見を提出される場合に、同一の意見を複数の部署から提出されることのないようお願いいたします。